台東区立老人保健施設千束　通所リハビリテーション
（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　社団法人　地域医療振興協会が運営する台東区立老人保健施設千束（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

２　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画は、リハビリテーション実施計画書にその内容を含めるものとする。

（運営の方針）

第３条　当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

２　当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

３　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

５　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

７　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

８　当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　施設名　　台東区立老人保健施設千束
（２）　開設年月日　平成 21 年 4 月 1 日
（３）　所在地　　東京都台東区千束三丁目 20 番 5 号

（４）　電話番号　　０３－３８７６－１００２
（５）　管理者名　　片見　厚夫
（６）　介護保険指定番号　　介護老人保健施設（１３５０６８００１１号）

（従業者の職種、員数）
第５条　当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、管理者、医師、管理栄養士、事務員については、施設サービス及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の職務を兼任する。
　必置職については法令の定めるところによる。

	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	常勤換算
管理者（医師）	１人				１人
医師				１人以上	0.5 人以上
看護職員	１人以上				１人以上
介護職員	４人以上				４人以上
支援相談員	１人以上				１人以上
理学療法士	１人以上				１人以上
管理栄養士	１人以上				１人以上
事務員		２人以上		１人以上	1.5 人以上
その他					

（従業者の職務内容）
第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
（１）　管理者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う他、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
（３）　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
（４）　介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
（５）　支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
（６）　理学療法士等のリハビリスタッフは、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
（７）　管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
（８）　事務員は、庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。事務長は、事務業務の管理を行う。

（営業日及び営業時間）
第７条　事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。
（１）　日曜日、祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までを営業日とする。
（２）　営業日の午前９時から午後４時までを営業時間とする。

（利用定員）
第８条　通所リハビリテーションの利用定員数は、５０人とする。（介護予防通所リハビリテーションの利用定員を含む）

（事業の内容）

第９条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあっては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士等のリハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

２　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。

３　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

４　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第 10 条　利用者負担の額を以下とおりとする。

（１）　保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（２）　食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条　通常の事業の実施地域は台東区内とする。

（身体の拘束等）

第 12 条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

２　当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、指針（別添）を整備する。

（褥瘡対策等）

第 13 条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 14 条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
・　酒類の持ち込みは禁止とする。
・　ライター、マッチ、刃物等、危険物の持ち込みは、禁止とする。
・　金銭・貴重品の管理は、原則、本人、家族管理とする。
・　通所リハビリテーション利用時の医療機関への受診は、不可とする。
・　ペットの持ち込みは、禁止する。

・　利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
・　他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第15条　消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）　防火管理者には、事業所職員を充てる。

（2）　火元責任者には、事業所管理者を充てる。

（3）　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（4）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（5）　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（6）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

②　利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③　非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（7）　（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める

（事業継続のための措置）

第16条　感染症や災害が発生した場合にもいても、早期の業務再開ができるよう事業継続計画に関する協議体を設置し必要な措置を講ずる。

2　第15条及び第16条第1項に基づき、職員研修及び訓練を実施する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第17条　当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

（虐待の防止に関する措置）

第18条　当施設は、虐待の未然防止と早期発見のために、虐待等への迅速かつ適切な対応のための指針（別添）を定め、虐待の発生又はその再発を防止する。

（職員の服務規律）

第19条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（1）　利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（2）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（3）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）
第 20 条　施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
2　当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）
第 21 条　職員の就業に関する事項は、別に定める社団法人地域医療振興協会の就業規則による。

（職員の健康管理）
第 22 条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）
第 23 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
2　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
3　栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。
4　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）
第 24 条　施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第 25 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
2　運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護方針については、利用者がいつでも閲覧できる場所にファイル保管する。
3　当施設は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、管理者が別に定めるものとする。

付　則
この運営規程は、平成２１年４月１日より施行する。

付　則（平成２１年１１月３０日）
この変更は、平成２１年１２月１日より施行する。

付　則（平成２２年６月３０日）
この変更は、平成２２年７月１日より施行する。
※　施設長変更

付　則（平成２５年９月３０日）
この変更は、平成２５年１０月１日より施行する。
※　施設長変更

付　則（平成２８年２月１日）
この変更は、平成２８年３月１日より施行する。
※　人員配置基準の表記を「〇人」から「〇人以上」に変更

付　則（令和４年３月 31 日）
この変更は、令和４年４月１日より施行する。
※　※　「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」改正に伴う変更